

令和7年度「児童福祉施設支援事業委託業務」に係る企画競争募集要領

令和7年9月1日

泉佐野市

成長戦略室

おもてなし課

泉佐野市（以下「市」という）では、令和7年度「児童福祉施設支援事業委託業務」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的

市が実施する「児童福祉施設支援事業」は、企業版ふるさと納税制度による寄附金を活用し、市の特産品である泉佐野市産の食材及び泉州タオルを全国の児童福祉施設に提供する取り組みです。本業務は、当該事業を円滑かつ効果的に推進することを目的としています。

※本業務は、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附金を財源として実施するものであり、寄附の受入状況によっては、業務の全部又は一部の発注を行わない場合があります。

2. 業務内容

別添仕様書のとおりとします。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤市からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による更生または、再生手続きをしていないこと。
- ⑧ 国税および地方税を滞納していないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：10,000,000円を上限とします。

※本業務は、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附金を財源として実施するものであり、寄附の受入状況によっては、業務の全部又は一部の発注を行わない場合があります。このため、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書を泉佐野市に納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年9月1日（月）

締切日：令和7年9月22日（月）正午必着

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和7年9月12日（金）正午までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、9. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和7年9月12日（金）正午までに登録してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・申請書（様式1）＜5部＞
- ・企画提案書（様式2）＜5部＞
- ・財務諸表の写し（直前決算のものに限り）＜5部＞
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・法人登記簿謄本（発行後、3ヵ月以内のもの。写しでも可）

② 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の

作成費用は支給されません。

- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

＜郵送の場合＞

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階
泉佐野市 成長戦略室おもてなし課

「児童福祉施設支援事業委託業務」担当宛て

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

提出された企画内容について、応募者からのプレゼンテーションを実施し、「事業実施計画」に関して内容審査を行います。プレゼンテーションの日時、場所及び方法等の詳細は別途通知いたします。なお、プレゼンテーションは応募者自らが行うものとし、その際の説明内容及び資料は、提出された企画提案書及び提出を求めた補足説明資料の範囲に限ります。

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い、採点の結果、合計得点が最も高かった者を優先交渉権者として決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。

※応募多数の場合は、提案書等、書類による第一次審査を行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が1. 本事業の目的に合致しているか。

評価項目

評価項目	評価の視点	配点
事業理解度・提案の妥当性	・仕様書の目的、趣旨を正しく理解し、事業全体の流れ（調達、公募、選定、配送、実績管理）を踏まえた提案となっているか ・各業務の実施手順やスケジュールが明確で、実現可能性が高いか ・市との協議・連携方法が適切に示されているか	25点

業務遂行能力・体制	・過去の類似業務の実績があるか ・主担当者・代理者の役割分担や連絡体制が具体的に示されているか ・誤配送や資金管理の不備が生じた場合の対応策が具体的であるか	25 点
公平性・透明性の確保	・公募、選定方法が客観的かつ公平に実施できる内容となっているか ・選定基準や選定手順が明確に記載され、施設や寄附企業への説明責任が果たせる提案となっているか ・利害関係者に対する公正性の配慮がされているか	15 点
資金管理の妥当性	・委託料の配分が仕様書の条件（85%以上を食材・配送費に充当）を満たしているか ・経費内訳が具体的かつ合理的に示されているか ・支出管理・証憑管理・報告体制が適切であるか	20 点
事業効果・発展性	・児童福祉施設や寄附企業へのフィードバック方法が具体的であるか ・事業の継続性や拡充に向けた工夫（広報、報告資料、関係者との連携）があるか ・独自性や付加価値のある提案が含まれているか	15 点
合計		100 点

（３）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、市ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

８．契約について

採択された申請者について、市と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、市との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。実際の契約内容となる別添の仕様書に記載のある事項についても確認の上、応募してください。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

9. 問い合わせ先

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階
泉佐野市 成長戦略室おもてなし課
担当：檜、濱出
E-mail : omotenashi@city.izumisano.lg.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「児童福祉施設支援事業委託業務について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。